明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（七二）　四
○法務局における遺言書の保管等に関する法律（七三）　一〇
○ギャンブル等依存症対策基本法（七四）　一三
〔政　令〕
○金融庁組織令の一部を改正する政令（二〇八）　三五
○総務省組織令の一部を改正する政令（二〇九）　三〇
○健康保険法施行令等の一部を改正する政令（二一〇）　三三
〔府　令〕
○金融庁組織規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府三六）　三五
〔府令・省令〕
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産四）　四四
〔省　令〕
○総務省組織規則の一部を改正する省令（総務四三）　四五
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件（国家公安委三二）　四五
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務二五一、二五二、二五六）　四五
○政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件（同二五三、二五五）　四五
○政党助成法第二十三条第四項の規定による未交付金の交付を受けようとする分割政党の届出があったので公表する件（同二五四）　四五
○未交付金の交付を受けるべき政党の名称及び当該未交付金の額を公表する件（同二五七）　四五
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二四一）　四五
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二六八～二七〇）　四六
○河川法の規定により一級河川の指定を変更する件（国土交通九三二）　四六
○河川法の規定により指定区間を変更する件（同九三三）　四七

本号で公布された法令のあらまし

◇民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（法律第七二号）（法務省）

一　民法の一部改正関係

1　配偶者の居住の権利

㈠　配偶者居住権

被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合には、遺産の分割又は遺贈により、終身又は一定期間、その建物の全部について無償で使用及び収益をする権利を取得するものとすることができることとした。（第一〇二八条～第一〇三六条関係）

㈡　配偶者短期居住権

被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合には、その建物について遺産分割により帰属が確定した日又は相続開始の時から六箇月を経過する日のいずれか遅い日までの間、その建物について無償で使用する権利を有することとした。（第一〇三七条～第一〇四一条関係）

2　遺産分割等に関する見直し

㈠　婚姻期間が二〇年以上の夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与

婚姻期間が二〇年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について特別受益に関する民法第九〇三条第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定することとした。（第九〇三条第四項関係）

㈡　遺産の分割前における預貯金債権の行使

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分の一に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額（同一の金融機関に複数の口座を有している場合には、金融機関ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができることとした。（第九〇九条の二関係）

㈢　遺産の一部分割

(1)　共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができることとした。（第九〇七条第一項関係）

(2)　遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができることとした。ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでないこととした。（第九〇七条第二項関係）

㈣　遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲

遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができることとした。ただし、共同相続人の一人又は数人によって当該処分がされたときは、当該共同相続人の同意を得ることを要しないこととした。（第九〇六条の二関係）

3　遺言制度に関する見直し

㈠　自筆証書遺言の方式の緩和

自筆証書遺言の方式を定める民法第九六八条第一項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しないこととした。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に署名し、印を押さなければならないこととした。（第九六八条第二項関係）

㈡　遺言執行者の権限の明確化

遺言執行者の権利義務や特定財産承継遺言が行われた場合における遺言執行者の権限等を明確化することとした。（第一〇〇七条第二項、第一〇一二条、第一〇一四条～第一〇一六条関係）